

## 子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会設置要綱

### (目 的)

第1 「子どもを性被害から守るための県の取組み」中、「子どもの性被害防止のための条例制定」の必要性を検討するため、子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2 検討会は、法律の専門家から知事が委嘱する4名から構成される委員で組織する。

### (任 期)

第3 委員の任期は委嘱の日から1年間とする。

### (座 長)

第4 検討会には、座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理する。

### (会 議)

第5 会議は、座長が招集し、主宰する。

2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 会議は、原則として公開する。

### (庶 務)

第6 検討会の庶務は、県民文化部次世代サポート課において処理する。

### (雑 則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。